

経営者保証に関する取組方針

島根中央信用金庫は「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくため、以下の様に取り組んで参ります。

- ◆ お客様がご融資等のお申込みをされた場合、当金庫は、お客様のガイドラインの要件充足の状況や経営状況等を総合的に判断する過程に於いて、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様のご意向を踏まえたうえで十分に検討致します。
- ◆ 経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、十分な検討を行った結果、お客様に経営者保証を求めることについて止むを得ないと判断し、経営者保証のご提供を頂く場合、当金庫はお客様のご理解とご納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 経営者保証をご提供頂く場合、お客様の資産及び収入の状況、融資金額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◆ お客様から既存の融資について保証の変更や解除等の申出が受けた場合には、ガイドラインに即して、十分に経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重の経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また事業承継時には、後継者に当然に保証を引き継いで頂くのではなく、その必要性を十分に検討致します。
- ◆ お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応致します。
- ◆ 個人事業を営むお客様へのご融資につきましては、原則として連帯保証を求めないことと致します。
- ◆ 経営者保証の必要性の検討については、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、決して形式的、硬直的に判断せず、お客様の事業性評価の内容を勘案するなど、経営者保証を求めない可能性を十分に検討致します。

以 上